

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、経営環境が急速に変化し厳しさを増すなかで企業価値の向上を図るためには、コーポレート・ガバナンスの充実が非常に重要であると認識し、会社経営の透明性・効率性・健全性の構築及びコンプライアンスを始めとする危機管理の徹底を基本方針として、その実現に努めてまいります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,796,000	5.56
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社	1,371,000	4.25
日比谷総合設備取引先持株会	1,308,260	4.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,003,800	3.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・株式会社百十四銀行口)	900,000	2.79
株式会社三井住友銀行	853,996	2.65
財団法人電気通信共済会	838,648	2.60
第一生命保険株式会社	818,000	2.53
株式会社りそな銀行	786,916	2.44
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	709,800	2.20

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

——

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	建設業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

\_\_\_\_\_

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

\_\_\_\_\_

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	11名
定款上の取締役の任期 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
鎮西 俊一	弁護士				○						
楠美 憲章	他の会社の出身者										○

#### ※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
鎮西 俊一	○	鎮西法律事務所 弁護士 住石ホールディングス株式会社 社外取締役	法律に精通した弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かすため。  また、同氏については、当社との関係において、現在及び過去において当該役員及び当該役員が所属していた機関との間に、主要な取引関係・銀行取引、2親等以内の縁戚関係、役員報酬以外の金銭報酬を伴う契約関係、主要株主等の特別の利害関係がないため、東京証券取引所に対し独立役員として届出ておりません。
			経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かすため。  また、同氏については、当社との関係において、現在及び過去において当該役員及び当該

楠美 憲章	○	—	役員が所属していた機関との間に、主要な取引関係・銀行取引、2親等以内の縁戚関係、役員報酬以外の金銭報酬を伴う契約関係、主要株主等の特別の利害関係がないため、東京証券取引所に対し独立役員として届出ております。
-------	---	---	---

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は会計監査人として有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査の委嘱をしております。監査役は、会計監査人と随時意見交換を行い、実効ある監査に努めております。  
内部監査は審査室専任スタッフ(2名)及び兼任スタッフ(3名)により、事業年度を対象期間とした監査計画に基づき、各部門の業務遂行状況を適正性、効率性の観点から内部監査を実施しており、また、監査役と随時意見交換を行い、監査結果については経営会議、監査役会に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
安田 健	他の会社の出身者										○
佐藤 誠	他の会社の出身者										○
小塚 桒武壽	他の会社の出身者					○					

- ※1 会社との関係についての選択項目
- a 親会社出身である
  - b その他の関係会社出身である
  - c 当該会社の大株主である
  - d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
  - e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
  - f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
  - g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
  - h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
  - i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
安田 健	○	常勤監査役	金融機関において長年培ってきた豊富な知識及び経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その知識と経験を当社の監査体制に活かすため。  また、同氏については、当社との関係において、現在及び過去において当該役員及び当該役員が所属していた機関との間に、主要な取引関係・銀行取引、2親等以内の縁戚関係、役員報酬以外の金銭報酬を伴う契約関係、主要株主等の特別の利害関係がないため、東京証券取引所に対し独立役員として届出ております。

佐藤 誠		共立建設株式会社 相談役	す。 経営経験者としての豊富な経験と経営に関する高い見識があり、その経験と見識を当社の監査体制に活かすため。
小塚 埜武壽	○	御苑会計事務所筆頭代表パートナー	公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の見識を有しており、その幅広い知識と見識を当社の監査体制に活かすため。  また、同氏については、当社との関係において、現在及び過去において当該役員及び当該役員が所属していた機関との間に、主要な取引関係・銀行取引、2親等以内の縁戚関係、役員報酬以外の金銭報酬を伴う契約関係、主要株主等の特別の利害関係がないため、東京証券取引所に対し独立役員として届出ております。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数 更新 4名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新 スtockオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬について、第44回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止するとともに、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクも含めて株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、新たに株式報酬型ストックオプションを導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者 更新 社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

取締役に加え、当社の執行役員についても、取締役と同様に役員退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストックオプションを導入いたしました。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社第46期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりです。

・取締役14名に対する報酬 202百万円(うち社外取締役2名に対する報酬 6百万円)

・監査役4名に対する報酬 20百万円(うち社外監査役2名に対する報酬 18百万円)

(注) 1. 平成23年3月31日現在の人員は、取締役10名、監査役4名ですが、うち監査役1名は無報酬であり、上記人員には含まれておりません。

2. 上記には、前事業年度中に退任した取締役4名及び監査役1名が含まれております。

3. 上記の支給額には、株式報酬型ストックオプションの費用計上額、前事業年度に係る役員賞与支給額が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・役員の報酬については、株主総会にて決議された報酬総額の限度内で決定しております。

・取締役の報酬は、会社業績等を考慮し、取締役会の決議により決定しております。

・監査役の報酬は、基本報酬のみとし、監査役の協議により決定しております。

なお、株主総会決議による報酬限度額は以下のとおりであります。

・報酬限度額（平成18年6月29日開催 第41回定時株主総会決議）

取締役：年額 220百万円以内（執行役員兼務取締役の執行役員分の給与を含む）

監査役：年額 36百万円以内

・株式報酬型ストックオプションのための報酬等の限度額（平成21年6月26日開催 第44回定時株主総会決議）

取締役：年額 40百万円以内

## 【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役については総務部、社外監査役については考査室が補佐しております。取締役会・監査役会の開催通知や資料の事前配布等を電子メール等を活用し、社外取締役及び社外監査役に対して伝達しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

### (1) 取締役及び取締役会

当社は、社外取締役を選任しており、取締役会における重要な経営事項の審議と業務執行の監督機能の充実を図っております。また、業務執行上の重要事項の審議、事業戦略の策定、事業運営制度の検討などを行うため「経営会議」を毎月2回開催し、迅速で適切な意思決定に努めております。さらに、当社は取締役会の機能強化と活性化及び業務執行に対する監督機能強化を図るため、執行役員制度を導入しております。また、経営環境の変化に迅速に対応し、任期における経営責任の明確化を図るため、取締役の任期を1年としております。

### (2) 当社の内部監査

内部監査は、考査室を設置して内部の業務監査機能の充実を図るとともに、考査室専任スタッフ(2名)及び兼任スタッフ(3名)により、事業年度を対象期間とした監査計画に基づき、各部門の業務遂行状況を適正性、効率性の観点から内部監査を実施しており、監査結果については、経営会議・監査役会に報告しております。

### (3) 監査役による監査

監査役監査は、社外監査役3名を含む4名で、取締役会等重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧など、監査計画に基づいた適正な監査を実施しております。また、考査室との連携、会計監査人及び子会社監査役と随時意見交換を行い、実効ある監査に努めております。

### (4) 会計監査人による監査

会計監査については、当社は有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査の委嘱をしております。なお、公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

- ・指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐藤 孝夫
- ・指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 野島 透
- ・監査補助者 公認会計士5名 その他11名

(注)その他は、会計士補、公認会計士試験合格者及びシステム監査担当者であります。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外監査役3名を含む4名の監査役による監査を行っており、さらに独立性の高い社外取締役2名を選任することにより、取締役会の業務執行に対する経営監視機能を強化しております。

社外監査役は、各々が豊富な業務経験、経営経験、財務・会計に対する見識等を有しており、必要に応じて取締役及び会計監査人との意見交換を通じて当社の業務執行の適正化を行っております。

社外取締役は、社外の独立した立場からの視点を取締役に反映させ、取締役会の機能強化と活性化を行うとともに、コーポレート・ガバナンスの強化を図る役割を担っております。

以上から、監査役設置会社として十分な経営への監督機能を備えたガバナンス体制であると考えております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は決算発表及び中間決算発表後の年2回、個人投資家向けに会社説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は決算発表及び中間決算発表後の年2回、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIR情報には、株主総会招集通知、有価証券報告書・決算短信等の決算情報資料、決算説明会資料(FACT BOOK)、アニュアルレポート、IR通信、コーポレートガバナンス報告書、その他適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は積極的なディスクロージャーを行うため、「IR・広報室」を設置しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーの満足度をバランス良く高めるためにCSR活動を推進しており、「ステークホルダーの皆様に対する基本姿勢」を策定・公表し、具体的取り組みを推進しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、品質、安全、環境、コンプライアンスを重点テーマとしたCSR活動を推進しております。 品質面では、ISO9001マネジメントシステムの着実な実行・お客様の声のフィードバックによる品質の改善・向上を図るとともに技術力の向上に取り組ましました。 安全面では、各種安全対策のほか、安全パトロールの強化および幹部による安全キャラバンの実施など、安全意識の高揚と安全作業の徹底に努めました。 環境面では、お客様に対するエネルギーソリューションの提供を開始するとともに、ISO14001環境マネジメントシステムの全社運用を開始するなど、環境保全活動の取り組みを充実しました。 コンプライアンスについては、改正建設業法施行に伴う研修・内部統制・リスクに関わる研修を実施するとともに社員の階層別研修において継続的に研修を行い、浸透・定着に努めました。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、積極的なディスクロージャーを行うため、「IR・広報室」を設置して、決算説明会の開催やホームページの投資家向け情報の充実、また、社内のイントラネットの活用により積極的な情報開示に努めております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、平成18年5月19日開催の取締役会において以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という)の基本方針を策定しました。

#### 1. 取締役・使用人等の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス体制にかかる規定を制定し、役員及び従業員が法令・定款及び当社の行動指針を遵守した行動をとるための行動規範を定める。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役員及び従業員に教育を行う。審査室は総務部と連携のうえコンプライアンスの状況を監査する。

これらの活動は定期的に取締役会及び監査役に報告されるものとする。法令上疑義ある行為等について役員及び従業員等が直接情報提供を行う手段として「日比谷ホットライン」を活用する。

(2) 反社会的勢力からの不当な要求に対しては組織として毅然と対応し、一切の関係を遮断する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、保存する。取締役及び監査役は常時、これらの文書を閲覧できるものとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、取引先との契約時におけるリスク回避のための「受注審査基準」、投資案件を審議する「投資等事前審議会」、資金運用を安全に実施するための「資金運用基準」、職場のセクハラ・パワハラ防止のための「ヘルプライン」、その他「インサイダー取引規程」等を設けリスク対策を講じている。今後は、これら施策を充実するとともに、コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて規則等を制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。当社内の横断的リスク状況の監視及び全社対応は総務部及び審査室が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

(1) 業務執行の合理化と責任の所在を明らかにするため、コーポレートガバナンスの理念に基づく取締役会規程、組織規程、職務権限規程を定める。

(2) 執行役員を構成員とする経営会議の設置

(3) 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく年度事業計画の策定と、ITを活用した月次、四半期業績管理の実施

(4) 経営会議及び取締役会による月次業績の検討と改善策の実施

#### 5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 各子会社の内部統制を担当する部署を企画部及び財務部とし、他の内部統制主管部と連携し各子会社における内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに必要な各子会社への指導・支援を実施する。

(2) 当社取締役、本・支店長及び各子会社の社長は各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

(3) 当社の審査室は、当社及び各子会社の内部監査を実施し、その結果を企画部及び財務部の担当取締役及び監査役に報告し、企画部及び財務部は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

#### 6. 監査役がその補助すべき使用人等を置くことを求めた場合における当該使用人等に関する体制並びにその使用人等の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、審査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役、審査室長の指揮命令を受けないものとする。

#### 7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役、執行役員及び従業員は、監査役に対して、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について報告するものとする。重要事項にはコンプライアンスに関する事項、リスクに関する事項、その他内部統制に関する事項及び「日比谷ホットライン」による通報の状況を含むこととする。

(2) 取締役は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見した場合は、速やかに監査役に報告することとする。

(3) 監査役は経営会議に出席することとする。

#### 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

(2) 取締役は、監査役の職務遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力との関係遮断を企業としてのコンプライアンスそのものと認識して、「内部統制基本方針」「倫理行動基準」に反社会的勢力との関係遮断を掲げ、役員および従業員にその徹底を図っています。2009年度には、建設工事下請け基本契約書および製品取引基本契約書に、反社会的勢力の排除条項を追加する改定を行いました。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、平成19年3月に、当社のコンプライアンスの基本的な考えを明確にした「コンプライアンス規定」及び事業活動を行ううえで、遵守すべき普遍的な考えを示した「倫理行動基準」を策定いたしました。さらにコンプライアンス体制の推進機構として、代表取締役社長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置いたしました。

金融商品取引法（内部統制報告制度）への対応として、平成19年1月に子会社を含めた業務執行責任者で構成する「内部統制推進委員会」を設置し、あわせて専門部署として「内部統制準備室」を設置し、内部統制に関わる諸問題の検討を行うとともに、具体的な制度の見直しや主要な業務プロセスの文書化等の作業を進め、平成20年3月に終了いたしました。

なお、平成20年4月からは内部監査業務を担当する考査室において、従来の監査業務に加え、金融商品取引法で求められる内部統制の有効性評価を行っております。

## コーポレートガバナンス体制の模式図

(「 $\leftrightarrow$ 」は、報告・指示・監査・選任・解任等を意味する。)

